

平成29年度府中市交通安全対策審議会議事録

日 時 平成29年11月6日(月)午前10時から午前11時5分

会 場 府中市役所 北庁舎3階 第一会議室

出席者 委 員 高津委員、清水委員、増山委員、佐藤委員、赤野委員、
脇本委員、坂口委員、松田委員、林 委員、中村委員、
戸塚委員、五十嵐委員、寺田委員、小島委員、森友委
員、榎本委員、志水委員、畑澤委員、大蔵委員、土橋
委員、以上20名

事務局 間宮生活環境部長、市川地域安全対策課長、小塚地域
安全対策課長補佐、金井地域安全対策課主査、高橋地
域安全対策課事務職員、以上5名

欠席者 委 員 池田委員、山村委員(水越消防指令長代理出席)
渡辺委員、以上3名

傍聴者 1名

次第

1 委嘱状の伝達

2 報告事項

- ・ 委員の紹介
- ・ 事務局の紹介
- ・ 平成27年 府中市交通安全対策審議会答申について

3 議題

- (1) 「再開発事業終了後の府中駅周辺交通環境の変化等」について
(府中市)
- (2) 「府中警察署管内の交通事故の状況及び交通事故防止対策」につ
いて(府中警察署)
- (3) 「自転車活用推進法」について
(府中市)

4 その他

【配布資料】

- 資料 1 平成 29 年度府中市交通安全対策審議会委員名簿
- 資料 2 府中市交通安全対策審議会条例
- 資料 3 府中市交通安全対策審議会の公開等について
- 資料 3 - 2 府中市交通安全対策審議会の傍聴について
- 資料 4 再開発事業終了後の府中駅周辺交通環境の変化等
- 資料 5 交通事故発生状況
- 資料 6 - 1 自転車活用推進法の施行について（国土交通省）
- 資料 6 - 2 自転車活用推進法
- 資料 7 平成 29 年度事業計画・平成 28 年度事業報告書
（府中交通安全協会）
- その他 府中駅交通アクセスマップ
府中駅南口市営駐車場パンフレット
府中市の交通事故

（開会）

会長

皆さま、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。
います。

これより、平成 29 年度府中市交通安全対策審議会を開催いたします。
まず、はじめに本日の出席状況等、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、事務局の小塚と申します。本日はよろしくお願ひ致します。

それでは本日の出席状況ですが、委員定数 23 名中 20 名の委員がお集
まりいただいております。

半数以上の出席に伴い、本審議会は有効に成立することを報告致します。
また、傍聴について 1 名の申請を受けております。傍聴の許可について

委員の皆さまにご確認をお願いします。

会長

分かりました。

本日、傍聴者が1名いらっしゃるとのことですが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

傍聴者の入場を許可します。

(傍聴者入場)

引続き事務局から説明をお願いします。

事務局

(配布資料の過不足確認)

会長

引続き、次第1にあります「委嘱状の伝達」を事務局から説明をお願いします。

事務局

次第1の「委嘱状の伝達」でございますが、本来ならば、市長から委員の皆さま一人ひとりにお渡しすることでございますが、時間の関係もありますので、皆さまの前に委嘱状を置かせていただいております。

これをもって、委嘱状の伝達に代えさせていただきますのでよろしく願い申しあげます。

任期につきましては、本年11月1日から平成31年10月31日までの2年間としておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

なお、今回、所属組織の人事異動などにより、10名の委員の変更がございました。

会長

初めてご出席の方もいらっしゃいますので、大変恐縮ではございますが、改めまして、名簿順に各委員から簡単に自己紹介をお願いいたします。

（委員の自己紹介）

ありがとうございました。

引続き事務局の紹介をお願いします。

（間宮部長、市川課長、小塚課長補佐、金井主査、高橋職員）

ありがとうございました。

引続き3の議題に進みます。事務局説明をお願いします。

事務局

議題に進みます前に、本審議会について改めてご説明いたします。

本審議会は資料2にございます、府中市交通安全対策審議会条例に基づき、「府中市における交通道德の高揚と交通安全運動の推進並びに道路環境の整備及び交通事故防止を図ることを目的とする」として設置された市長の附属機関でございます。

平成27年度に、市長の諮問に応じ「交通安全対策について（答申）」をいただいたところでございまして、昨年度からは、本市における交通環境を取り巻く現状及び諸課題につきましてご報告させていただき、委員の皆さま方からのご意見をいただいているところでございます。

また、「資料3-1 府中市交通安全対策審議会の公開等について」「資料3-2 府中市交通安全対策審議会の傍聴について」に基づきまして、原則公開としておりますのでご了承ください。

続きまして、議題（1）「再開発事業終了後の府中駅周辺交通環境の変化等」についてご説明いたします。

（資料4 府中市生活環境部地域安全対策課作成の資料を参照の上指示説明）

会長

ありがとうございました。

ご質問等はございませんか。

無いようですので、次に議題（２）「府中警察署管内の交通事故状況及び交通事故防止対策」について府中警察署から説明をお願いいたします。

脇本委員

私から、交通事故の発生状況について説明をさせていただきます。

資料５の府中警察署交通課作成の交通事故発生状況をご覧ください。

過去５年間の府中市内の交通事故発生状況ですが、毎年発生件数が減少しており、また、事故で亡くなった方も資料には記載されておられません。平成２３年には９名の方が交通事故で亡くなられており、その後減少しております。

また、本年９月末までの交通事故発生状況につきましては、前年と比較して発生件数はマイナス２件でここ１０年来毎年減少しており、今年は同じくらいの発生件数ですが、減少できるように日々警察活動を推進しているところです。

今年は１０月９日に発生した事故を含みまして、４名の方が交通事故で亡くなっております。

死亡事故の概要を説明します。

一件目は４月３０日午後７時前に稲城大橋を府中市から稲城市方向に５０歳代の方がバイクで進行中、途中で車道上にバイクを駐車し反対側に徒歩で横断中に、稲城市から府中市方向に進行してきた車両と衝突して亡くなりました。

二件目は、白糸台の駅から是政方向に行ったところに、「白糸台三号踏切」があります。

この踏切を渡る際、設置されている柵に４０歳代の自転車利用者が接触

し、踏切内で転倒して起き上がれないでいるところに列車が進行してきてしまい、衝突して亡くなっています。

三件目が8月1日、東八道路のスーパーバリュー前の交差点で80歳代の自転車利用者が、赤信号で横断歩道を渡ろうとした際に青信号で発進した車と衝突し、自転車利用者が亡くなりました。

四件目は10月9日、甲州街道若松町二丁目交差点にて、甲州街道を調布市方向から進行してきたトラックがこの交差点を右折する際に、甲州街道を府中市から調布市方向に直進中のバイクの発見に遅れ、典型的な「右直事故」で衝突し、20歳代のバイク運転者が亡くなりました。

今年は4名の方が交通事故で亡くなっていることから、府中警察署も危機感を持って各種対策に取り組んでおります。

次に交通事故の特徴として、自転車の事故が対前年比からプラスになっていますが、これは府中市だけでなく東京都全体で自転車の交通事故が増加しています。

警視庁はもとより府中署も街頭で自転車交通違反の指導取締りや注意喚起を行っているところではありますが、まだまだ足りないという結果がこのようになっていると捉えております。

とにかく、交通事故は一件でも減らせると思い業務を推進しておりますが、私たちが府中市民に全員に会って対策を取ることができず、もどかしいところもありますが、出来ることはとにかくやろうと取り組んでおります。

交通事故防止対策としては、お手元にお配りした資料の中「交差点アイコンタクト運動」のチラシがありますが、これは警視庁が去年から推進している運動です。

ドライバー向けには、横断歩道は必ず横断者がいると認識を持ってもらい、歩行者や自転車利用者には青信号で横断歩道を渡る際にも、右折、左折で交差点内に進入する車両の運転者と目と目を合せアイコンタクトを取って自分の存在を知らしめ、運転者が歩行者と自転車を認識すれば止まってくれるので、その後安全確認して横断してもらいたいと思います。

このことは現在様々な講習会等で啓発しております。

交差点は車や人が正に交わる場所ですから、交通事故のリスクが高く実際に毎年6割から7割近くまで、交差点で交通事故が発生しており「自分の身は自分で守る」という意識づけを含めまして「交差点アイコンタクト運動」を推進しております。

もう一枚のチラシは「ライトオン16(イチロク)キャンペーン」です。

9月から日没が早まり、最近になると4時半には薄暗くなり5時には真っ暗になります。

この午後4時から午後6時ころまでの時間帯が交通事故の多発時間帯で、ちょうど暗くなり始める時間帯と、夕食の買物などに人が多く出てくる時間帯と重なります。

府中市内の交通事故の統計上でも、午後4時から午後6時までの時間帯が一日の中でも最も交通事故が発生している時間帯ですので、一番注意しなければならない時間帯です。

次に交通事故の発生が多い時間帯は午前8時から午前10時までの通勤通学時間帯で、二番目に注意が必要な時間帯となっております。

「ライトオン16(イチロク)キャンペーン」は、9月から3月までの間には午後4時になったら車のヘッドライトを点けていただき、薄暗くなくても歩行者や自転車利用者に早めに車の接近に気づいてもらって交通事故の発生を防ぐのがねらいです。

この二つが警視庁として、大きく取り組んでいる交通事故防止のための広報啓発活動になります。

交通事故発生原因の多くが追突事故であり、府中市内でも約3割が追突事故になります。

原因の多くが脇見運転や、車内で他の操作をして赤信号等に気づきながらも運転に集中しないで漫然と運転していることが事故発生の大きな原因のひとつになっています。

車の運転に必要なのは「認知・判断・操作」であり、このくり返しで車

が安全に走行しており、大事な認知部分で誤ってしまったり、気がつかなかつたりしたために事故を起こしてしまうことが多いそうです。

やはり、周囲の状況や歩行者や自転車の走行に気づかないと事故につながってしまう、大事な認知の部分を中心に気をつけるように様々な機会を通じてお願いをしています。

特にドライバーさんには、運転に集中すること、常に危険は潜んでいることを認識してもらい、危険を予測した運転してもらおうと同時に「構え運転」をしてもらうことをお願いしています。

例えば、裏路地走行中に自転車や歩行者が飛び出してくるかもとか、見通しの悪い交差点に差し掛かった時など、アクセルから足を離しブレーキを踏めるように構えていればすぐにブレーキを掛けられ、制動距離が短く合わせて停止距離が短くなります。

時速40キロメートルで走行していると秒速約11メートルになり、人が危険を感じブレーキを掛け効きだすまでに約1秒かかると言われておりますので、時速40キロメートルで走行していると約20メートル進んでしまいます。

そこで、あらかじめ「構え運転」をしてもらえば、アクセルから足を離しブレーキを掛けられる状態にしていれば、20メートルから距離を縮めることができます。

交通事故にならないためにもこれを実践していただいて、周りの方にも教えていただきたいと思います。

簡単ではありますがご紹介させていただきましたが、本当に府中市から交通事故が一件でも減ることを願って、私たち府中署も活動して参りますので、いろいろな面でこれからもご協力していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

会長

詳細にわたってのご説明ありがとうございました。

何かご質問等はありませんか。

(挙手あり)

はい、どうぞ。

佐藤委員

質問と言うより意見ですが、地域の皆さまの要望の中に、この場所に信号機をつけてもらいたい、この場所にカーブミラーを設置してもらいたいとありますので、是非交通課長さんに前向きに検討していただき、交通安全の推進を図っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

脇本委員

はい、よろしくお願いします。

(挙手あり)

会長

はい、どうぞ。

赤野委員

分かる範囲で教えていただければ、自転車の法整備の前後で自転車が起因する事故、平成28年から減ってきているとのことですがその傾向と、歩行者がスマートフォンを操作しながら歩いている、自転車や車に接触した事例は府中市内でどの位あるのでしょうか。

会長

脇本委員どうぞ

脇本委員

自転車の事故については、平成27年に自転車講習制度ができましたことから暫くは自転車の事故は減ったのですが、警察が取締りを緩めたわけではありませんが増加傾向に転じてしまい、今年には自転車事故件数がプラスになってしまいました。

府中市は人口が増加しており、若い世代も転入していますので子供をもうけ、子供達も乗り出して自転車利用者が増えているのも事故件数が増えた要因かと個人的な意見ですが思っております。

また甲州街道から北側は平坦な地形で、自転車に乗りやすい環境もあるのかと思います。

スマートフォンの関係は統計を取っていません。

実際街頭で起こりうる事例ですが、統計上把握できないのでお答えできません。

赤野委員

ありがとうございます。

会長

他に質問はございませんでしょうか。

無いようですので、次に議題(3)「自転車活用推進法」について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料6-1 自転車活用推進法の施行についての資料に基づきご説明します。

(資料6-1 平成29年5月国土交通省自転車活用推進本部事務局作成の自転車活用推進法の施行について示しながら説明)

この法律が本市に与える影響ですが、資料6-2 自転車活用推進法の4

ページ第 11 条をご覧ください。

「第 11 条 市町村は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されております。

本市におきましても、国及び都の策定した「自転車活用推進計画」を勘案し、計画を策定することが努力義務とされております。

現在のところ、国及び都からは計画の素案が示されておらず、どのような形の計画の策定が必要なのかが全く不明な状況ではありますが、本市といたしましても今後策定に向け、情報収集を行ってまいりたいと考えております。

計画策定の時期につきましては、国及び東京都が策定する必要があります。

国の動向としては、平成 30 年度の夏ごろに策定が完了する予定との報告がありました。

東京都につきましては、国の策定後になるため、30 年度中なるのではないかとの見解でした。

本市における計画の策定作業は 30 年度または 31 年度からになると思われるのですが、計画を策定するには本協議会のご協力をお願いしたいと存じます。

自転車活用推進法について、現在まで本市で確認できている事項は以上です。

会長

事務局から自転車活用推進法についての説明と、同計画の策定についてのご提案がありました。

府中市における計画の策定については、東京都が計画を策定した後とな

ることですので、次年度、又は31年度となる見通しでした。

まだ国や都の方針が決まってない中で、今回、市からはとりあえずのご報告といったところかと思imasるので、市が把握している情報も少ないのかと思imas。ご質問等ありますか。

無いようすので、事務局は国や都の状況を適時把握していただくようにお願ひ致します。

その他委員の皆さまからご意見ご要望等はござimasか。

よろしいでしょうか、以上で平成29年度交通安全対策審議会を終了いたします。

ありがとうございました。